

営業代行等を活用したものづくり産業販路拡大支援事業助成金

交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、公益財団法人しまね産業振興財団（以下「財団」という。）定款 第4条の規定に基づき、営業代行等が持つ販売のノウハウやネットワークを活かして、県内製造業者が製品、部品、技術などの販路拡大を図る取組を促進し、もって事業者の競争力強化を図るために交付する営業代行等を活用したものづくり産業販路拡大支援事業助成金(以下「助成金」という。)について、必要な事項を定めるものとする。

2 助成金の交付に関しては、「公益財団法人しまね産業振興財団助成金交付規程」及びその他の法令の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

(1)製造業者

島根県内に事業所を有し、機械金属、樹脂、電気及び電子製品の製造業を営む者。

(2)営業代行等

メーカーなどと契約し、営業・販売業務またはその一部を代理で行う者。

(対象者)

第3条 島根県内に事業所を有する中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に定義する製造業者。

(対象事業)

第4条 助成金は、県内事業者が営業代行等を行う企業または個人を活用し、県外の新規取引先発掘など企業間取引の拡大を図る事業を対象とする。

(対象経費)

第5条 助成金は、別表に掲げる経費のうち、財団代表理事理事長（以下「理事長」という。）が必要かつ適当と認めるものについて、予算の範囲内で交付する。

2 国や県等から同一の事業について他の補助金等の補助を受けている経費は、本助成金の対象外とする。ただし、市町村や市町村の運営する団体が独自に実施する補助金等はこの限りではない。

(交付の率及び限度額)

第6条 助成金は、助成対象経費に $1/2$ を乗じて得た額（千円未満切捨て）とし、100万円を上限とする。

(助成期間)

第7条 助成期間は、交付決定の日から1年以内とする。ただし、期間中に発注、納入、検収、支払いのすべての手続きを完了すること。

(交付申請)

第8条 助成金の交付を受けようとする者は、営業代行等を活用したものづくり産業販路拡大支援事業助成金交付申請書(様式第1号)を提出しなければならない。

2 助成金交付申請書に添付すべき書類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 助成事業計画書(別紙1 様式第1号関係)
- (2) 直近2期分の決算書類
- (3) 県が課税する全税目に未納の徴収金がないことを証明する納税証明書
- (4) その他理事長が必要と認める書類

(交付の決定)

第9条 理事長は、前条の規定により助成金交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、助成金の交付又は不採択の決定を行い、助成金の交付を受けようとする者に営業代行等を活用したものづくり産業販路拡大支援事業助成金交付決定通知書(様式第2号)によりその旨通知するものとする。

(交付の条件)

第10条 理事長は、助成金の交付の決定をする場合において、助成金の交付の目的を達成するため、条件を付するものとする。

(決定内容の変更等)

第11条 助成金の交付決定を受けた者(以下「助成事業者」という。)は、助成金の交付の対象となる事業(以下「助成事業」という。)が次の各号のいずれかに該当する場合には速やかに営業代行等を活用したものづくり産業販路拡大支援事業変更承認申請書(様式第3号)を理事長へ提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 助成対象経費の総額の20パーセントを超える増減をしようとするとき。
- (2) 助成事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 理事長は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付の決定内容を変更し、又は条件を付することができる。

3 理事長は、第1項の承認をしたときは、速やかにその承認の内容及びこれに付した条件を、営業代行等を活用したものづくり産業販路拡大支援事業変更決定通知書(様式第4号)により当該助成事業者へ通知しなければならない。

(実績報告)

第12条 助成事業者は、助成事業が完了したときは、当該助成事業完了後15日以内に営業代行等を活用したものづくり産業販路拡大支援助成事業実績報告書(様式第5号)を理事長に提出しなければならない。

らない。

2 助成事業実績報告書に添付すべき書類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 助成事業成果報告書（別紙2 様式第5号関係）
- (2) 領収書等の写し
- (3) その他理事長が必要と認める書類

（助成金の額の確定）

第13条 理事長は、前条の報告書の提出があった場合には必要な検査を行い、適正と認めたときは交付すべき助成金の額を確定し営業代行等を活用したものづくり産業販路拡大支援事業確定通知書（様式第6号）により助成事業者に通知するものとする。

（助成金の請求）

第14条 助成事業者は、助成事業終了後、営業代行等を活用したものづくり産業販路拡大支援事業助成金精算払請求書（様式第7号）により理事長に助成金を請求するものとする。

（助成事業の状況報告）

第15条 理事長は、助成事業者に対し、助成事業の成果について報告を求めることができる。

2 助成事業終了後3年間、理事長が別に定める日までに販路拡大の状況を営業代行等を活用したものづくり産業販路拡大支援事業成果等報告書（様式第8号）により理事長に報告すること。

（交付の決定の取消等）

第16条 理事長は、助成事業者が次の各号のいずれかに該当したときは、当該助成金の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 助成金の交付後の事情の変更により、助成事業の全部又は一部を継続する必要がなくなり、又はその遂行ができなくなったとき。
- (2) 助成金を他の用途へ使用したとき。
- (3) 助成金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (4) 当該助成事業に関し、法令等に基づく処分若しくは命令に違反したとき。

2 前項第2号から第4号までの規定は、助成事業について交付すべき助成金の額の確定があった後についても適用する。

（助成金の返還）

第17条 理事長は、助成金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消に係る部分に関し、既に助成金が交付されているときは、助成事業者に対し期限を定めてその返還を命ずる。

（加算金及び遅延金）

第18条 助成事業者は、前条の規定により、助成金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る助成金の最後の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該助成金の額（その一部を納付した場合における

その後の期間については、既納額を控除した額）につき年 10.95 パーセントの割合で計算した加算金を財団に納付しなければならない。

2 助成事業者は、財団が指定する納付期限までに納付しなかったときは、納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を財団に納付しなければならない。

3 理事長は、前 2 項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することができる。

（利用回数）

第 19 条 この助成金の交付が受けられる回数は、一企業につき 1 回/年度とする。

（関係書類の整備）

第 20 条 助成事業者は、助成事業に係る収入及び支出を記載した帳簿を作成するとともに、その証拠となる書類を整備し、助成事業終了後 5 年間保存しておかなければならない。

（助成事業等の公表）

第 21 条 理事長は、助成事業及び助成事業者の名称並びに事業内容等について、助成事業者の利益に反しない範囲で、当該内容を公表することができる。

（暴力団排除に関する誓約）

第 22 条 助成事業者は、別紙「暴力団排除に関する誓約事項」について助成金の交付の申請前に確認しなければならない、交付申請書の提出をもってこれに同意したものとする。

（雑則）

第 23 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は理事長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 3 年 3 月 22 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 6 月 23 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年5月1日から施行する。

(別表)

営業代行等を活用したものづくり産業販路拡大支援事業			
助成対象経費		助成率	助成限度額
区分	内容		
委託費	営業代行会社等に支払う経費 営業代行会社等のサービス利用料、成功報酬、謝金など	1/2 以内	1,000千円 (千円未満の端数は切り捨てとする。)
製作費	営業代行会社等が用いるサンプル、パンフレット、販促グッズ等の製作に要する経費		
旅費	商談に係る交通費及び宿泊費 ※初回訪問に限る ※1回の出張につき2名まで申請可能		
輸送費	サンプル、パンフレット、販促グッズ等の輸送等に要する経費 ※販売用商品の輸送経費は対象外とする		
その他 経費	その他理事長が特に必要と認める経費		

(別紙)

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、助成金の交付の申請をするにあたって、また、助成事業の実施期間及び完了後においても、下記のいずれにも該当しないことを誓約します。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

1. 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
2. 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
3. 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
4. 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。